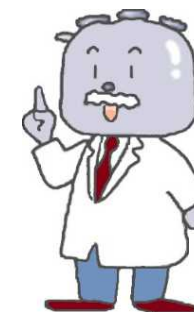




# 市町村を主体とした浄化槽整備の推進について

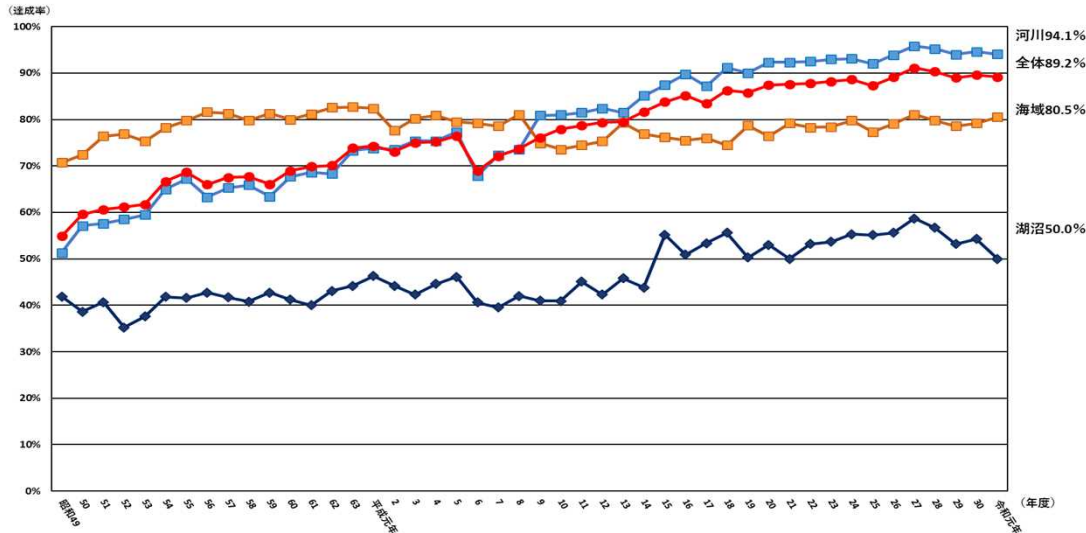
環境省 環境再生・資源循環局  
浄化槽推進室 室長補佐 志太健一  
令和4年10月13日



浄化槽推進室HP：<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

# 汚水処理施設の整備の必要性

## 環境基準達成率の推移 (BODまたはCOD)

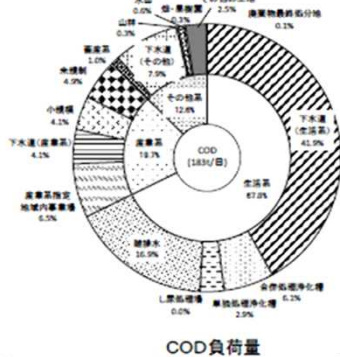


### 陸水域の生物多様性の危機

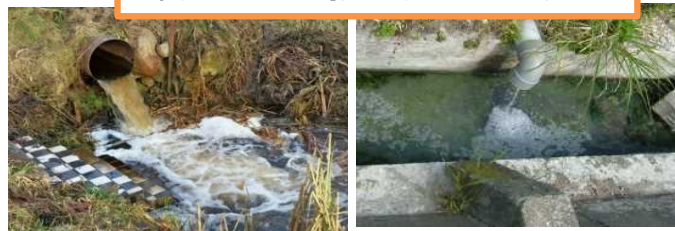
- ダムや堰の建設、河川改修等による河床材の変化や連続性の分断  
→様々な水生生物の生息・生育の場が減少してきています
- オオクチバス等の侵略的外来種の侵入  
→在来の水生生物の減少により、種の多様性が低下した水域があります
- 流域の人口増加等による流入負荷の増加等に伴う水質悪化  
→アオコが発生し、景観悪化や他の水生生物の斃死が起こっています

## 水質汚濁の原因は主に生活排水

東京湾における発生源別汚濁負荷量の割合 (COD)



未処理生活排水が水路に流入



### 例：合併処理浄化槽と単独処理浄化槽との汚濁負荷の比較



- 生活排水を処理して水路へ放流すると、汚濁負荷は1 / 8に削減される。

# 汚水処理施設の種類

- 主に集合処理（下水道や農業集落排水など）と個別処理（浄化槽）に分別される。
- 浄化槽は、建築物1戸に対して1基設置されるものの他、複数戸に対して1基設置される共同浄化槽という形態もある。



# 汚水処理施設の種類

集合処理

下水道

農業集落排水処理施設等

その他（コミュニティプラント等）

個別処理

共同浄化槽

浄化槽

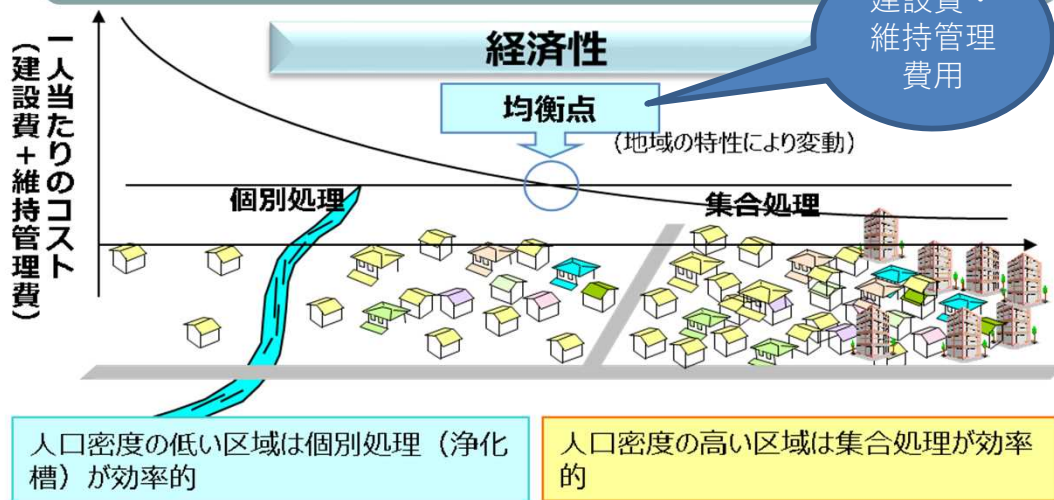
# 汚水処理施設の整備のポイント

- ◆令和8年(2026年)度が期限となる10年概成目標
- ◆人口減少への対応
- ◆災害への対応
- ◆インフラの老朽化への対応
- ◆持続可能な運営

# 汚水処理施設の整備の進め方①

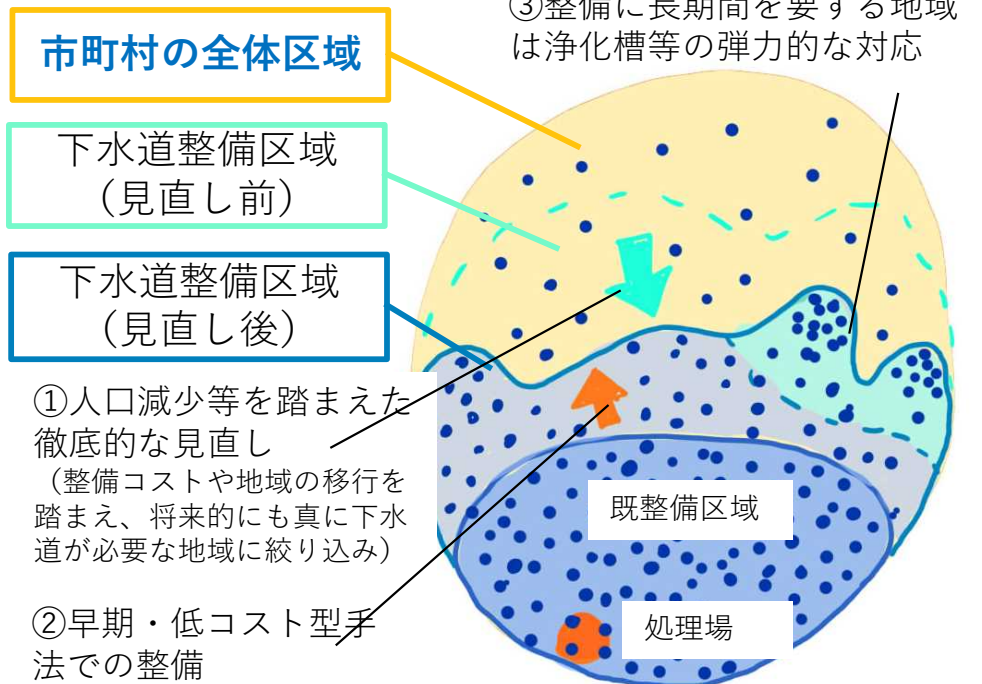
- 汚水処理の手法には、汚水を管渠で処理場に集めて処理する**下水道**や**農業集落排水施設**、各家庭で個別に処理する**合併処理浄化槽**等があり、市町村等は、各汚水処理施設の特性を勘案して、最適な手法を選択し、その区域を設定（汚水処理施設の**最適化**）。
  - H26年1月に国交省・農水省・環境省の3省が定めた都道府県構想策定マニュアルに基づき、各都道府県は、**市町村と連携して都道府県構想（※）の見直しを行い、市町村が当該構想を踏まえ区域の見直しを進める。**
- ※都道府県ごとに策定する汚水処理の総合計画であり、市町村等の各汚水処理施設の整備に係る方針・区域等を記載した計画をとりまとめるもの。

## 都道府県構想の概念



- **10年概成**：今後10年程度を目途に汚水処理施設の整備の概成を目指す
- **持続可能な運営（20～30年程度）**：既整備地区の効率的な改築・更新や運営管理手法を検討
- **浄化槽処理促進区域の指定**：市町村は、自然的経済的社会的な観点から浄化槽で汚水処理すべき地域を浄化槽処理促進区域として指定

## 最適化のイメージ

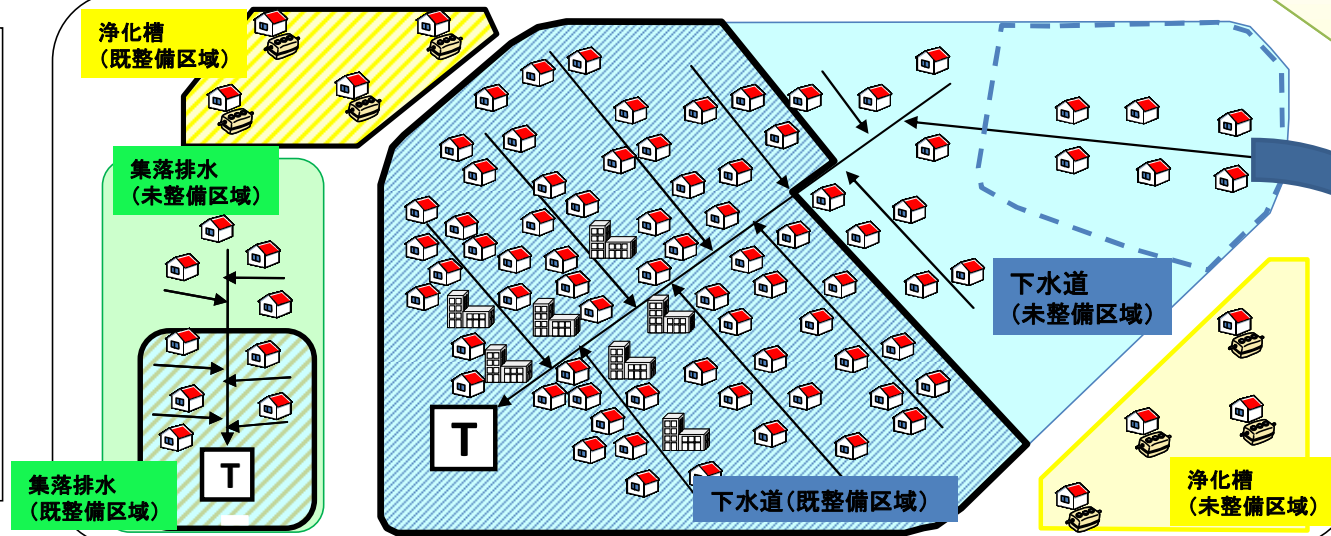


# 汚水処理施設の整備の進め方②

都道府県構想

## 汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案した整備手法の選定

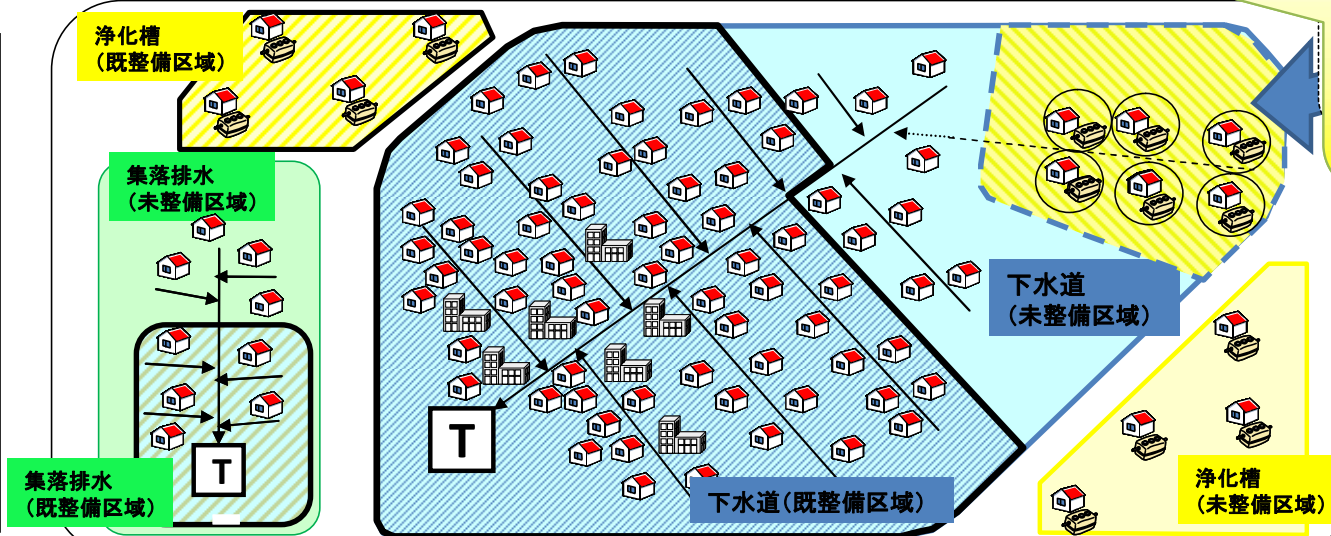
汚水処理手法の選定(整備区域の設定)



①人口減少等社会情勢の変化を踏まえた見直しを実施され、集合処理計画区域が浄化槽区域に見直し

## 時間軸を考慮した汚水処理施設の早期概成を目標とした整備計画の検討

10年間の概成を目指したアクションプラン

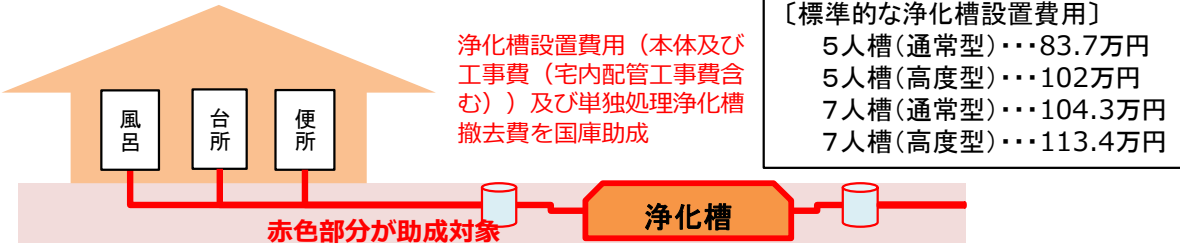


②早期概成の観点から集合処理の整備に10年以上要する地域を浄化槽区域に見直す場合も。

- 整備区域の凡例
- 下水道
  - 集落排水
  - 浄化槽

# 浄化槽の整備に対する国庫助成

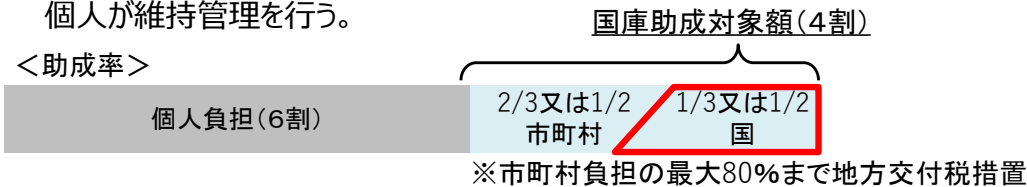
## 循環型社会形成推進交付金



- 浄化槽の設置費用に加え、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（単独転換）を推進するため、単独転換に伴う宅内配管工事費用を上限30万円として助成
- 国庫助成率は1/3（ただし、環境配慮・防災まちづくりに資する浄化槽整備及び沖縄・離島地域は助成率1/2）

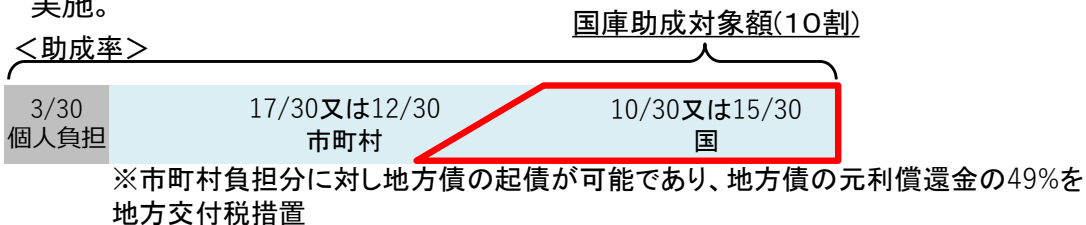
## 浄化槽設置整備事業（S62～）

- 個人が浄化槽を設置し、市町村が設置費用を助成する事業に対して、国庫助成（助成率1/3又は1/2）を行う。
- 個人が維持管理を行う。



## 公共浄化槽等整備推進事業（H6～）

- 市町村が公共浄化槽を設置する事業に対して、国庫助成（助成率1/3又は1/2）を行う。
- 市町村において、浄化槽の使用料を徴収し、維持管理を行う。
- PFI手法の導入により事業費削減、住民サービス向上、市町村職員負担の抑制等が可能（これまで19自治体で実績）。PFI手法の導入調査等の費用に対しても助成を実施。



## 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

### 浄化槽システムの脱炭素化推進事業（R4新規）

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進。

#### 【補助対象】

- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
- ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
- ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入

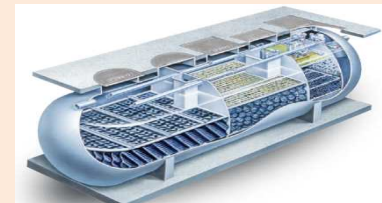
#### 【補助率】

1/2

1/2 事業者	1/2 国
------------	----------

### <事業イメージ>

先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



インバータ制御



再生可能エネルギー設備





# 浄化槽の整備手法

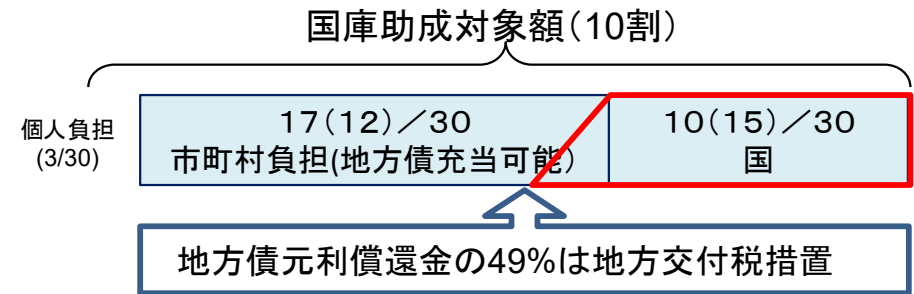
<b>個人設置型浄化槽 (浄化槽設置整備事業)</b>	<b>種類</b>	<b>公共浄化槽 (公共浄化槽等整備推進事業)</b>
個人（浄化槽管理者）	設置者の主体	市町村
個人（浄化槽管理者）	維持管理の主体	市町村
個人（浄化槽管理者）の状況に左右される	維持管理の適正性	市町村が適正な維持管理を実施
個人（浄化槽管理者）の状況に左右される	整備の計画性	計画的な整備の促進が可能
個人が設置及び維持管理の費用・事務を負担（市町村は補助を実施）	費用・事務負担	市町村が設置及び維持管理の費用・事務を負担（PFI等の民間活用により負担軽減が可能）

# 公共浄化槽事業の概要

## 公共浄化槽事業の内容と国庫助成スキーム

- 市町村が、自然的・経済的・社会的諸条件からみて、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を浄化槽処理促進区域として指定し、当該区域において市町村が主体となって面的な浄化槽の整備を実施。
- 市町村が自ら浄化槽の維持管理を実施。

茨城県では、4市町（常陸太田市、常陸大宮市、行方市、大子町）が公共浄化槽事業（市町村設置）を実施



## 公共浄化槽の特徴

### 特徴

- ① 市町村が主体となることで計画的な浄化槽整備(単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換)を促進
- ② 確実な維持管理の実施による放流水質の向上
- ③ 設置や維持管理に関する住民負担(金銭・手間)の軽減
- ④ PFI等の民間活用が有効

### 民間活用によるメリット

- 市町村における事務負担の軽減
- 事業に要するコスト縮減
- 地元業者を中心とした地域経済への波及効果 等

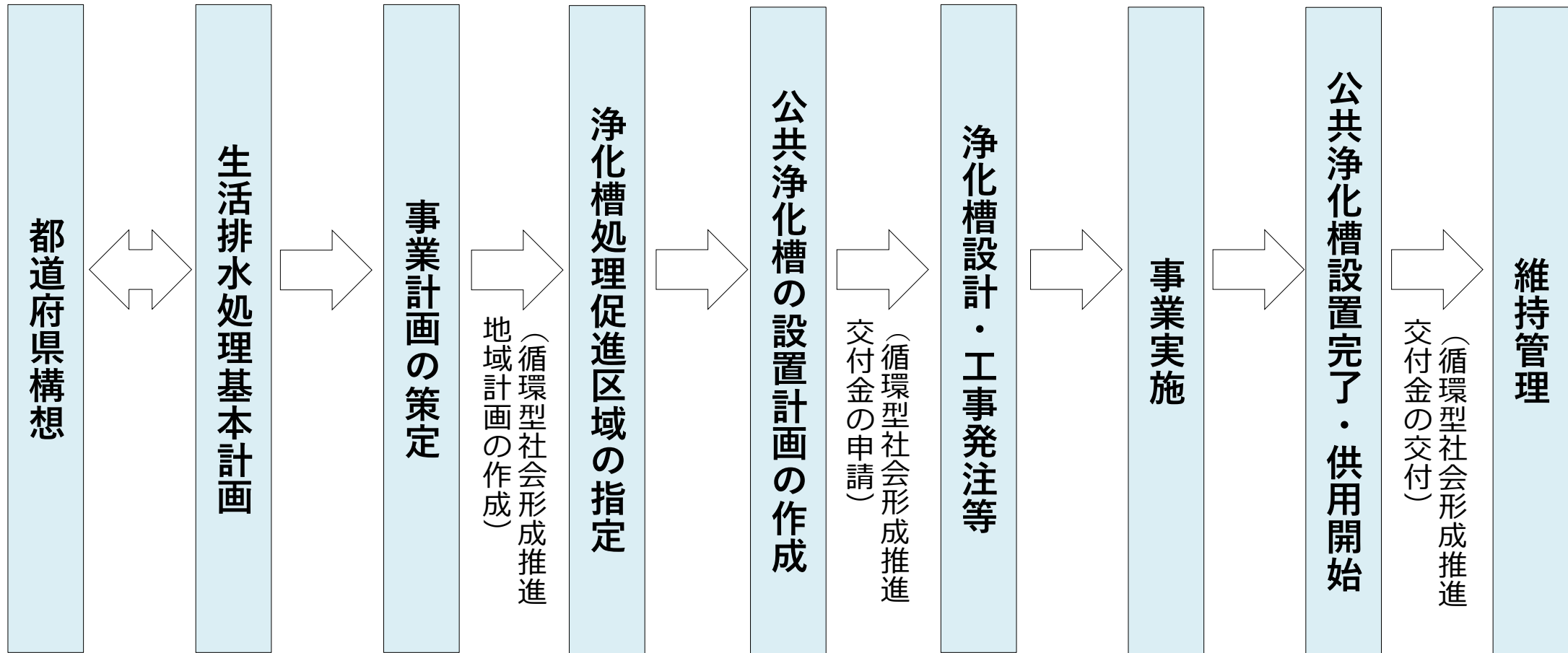
### PFIによる整備事業の実績

- 現在実施されているPFIによる事業 : 12市町
- これまでに実施されたPFIによる事業 : 19市町 (実施中含む)  
(令和2年12月末現在)

### 民間活用制度

- PFI制度
- 指定工事店制度
- 指定管理者制度

# 公共浄化槽整備の流れ

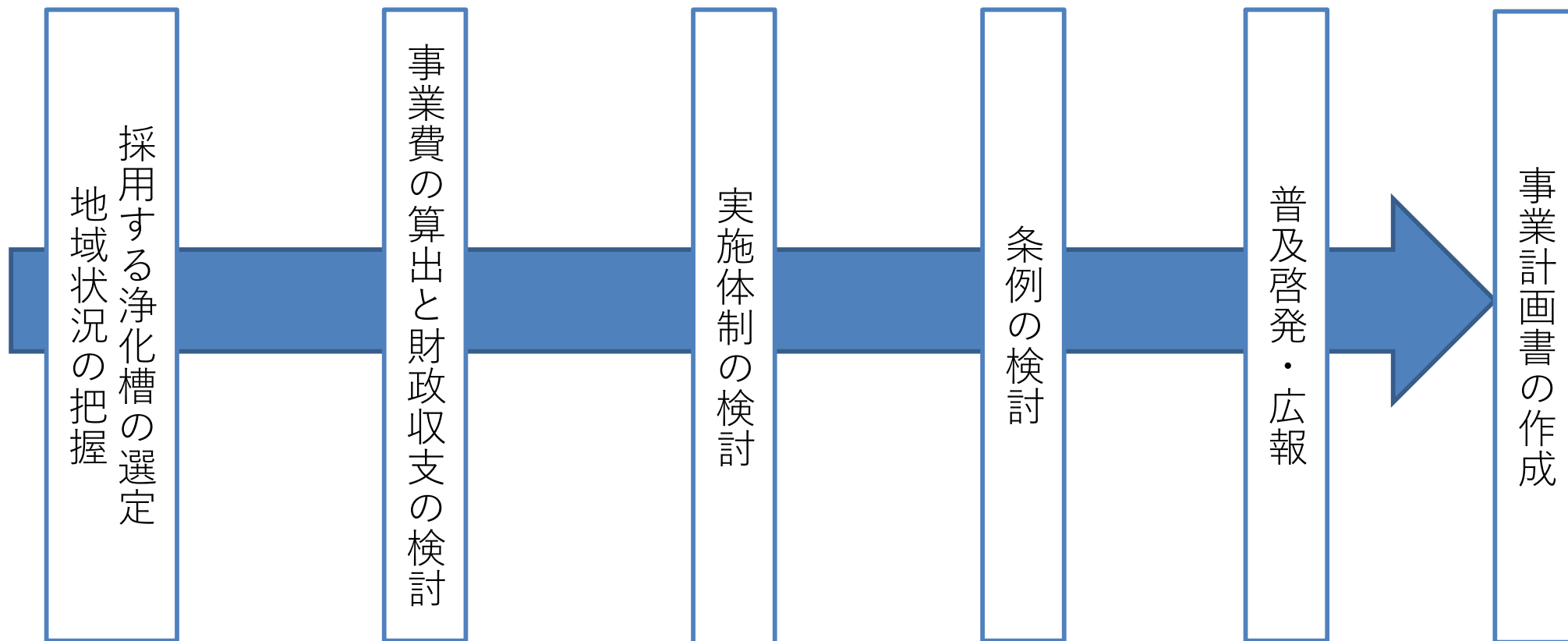


住民説明・周知・広報等

※括弧書きは、循環型社会形成推進交付金関係の手続

# 公共浄化槽整備の流れ（事業計画策定の詳細）

公共浄化槽の事業計画策定に当たっては、浄化槽の整備だけではなく、将来的に事業を継続していくために必要な維持管理の体制や費用等についても明らかにした上で持続可能な計画を策定する必要。



- ◆人口動態、住民意向等を踏まえた整備基数等を把握
- ◆浄化槽の人槽、処理性能の決定

- ◆年次別整備基数の検討
- ◆事業費（整備費、維持管理費、人件費）の算出
- ◆財政収支の検討（財源、分担金・使用料、公営企業会計）

- ◆工事実施体制の検討
- ◆維持管理体制の検討

- ◆財産権の取扱い
- ◆処理区域の設定
- ◆費用負担（分担金の賦課、使用料の徴収等）
- ◆設置・使用等の手続

- ◆住民の関心事項（費用負担等）に対する説明会やパンフレット等の作成
- ◆継続的な啓発・広報の実施

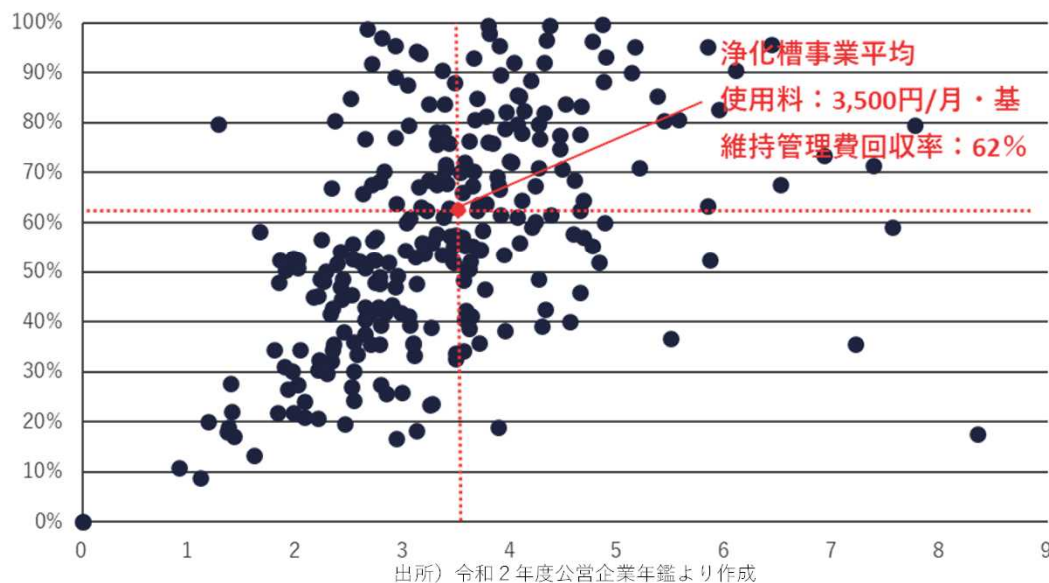
- ◆以上の検討等をまとめた事業計画書を作成
- ◆議会等への説明、国庫助成の基礎資料に使用

# 公共浄化槽事業の経営状況

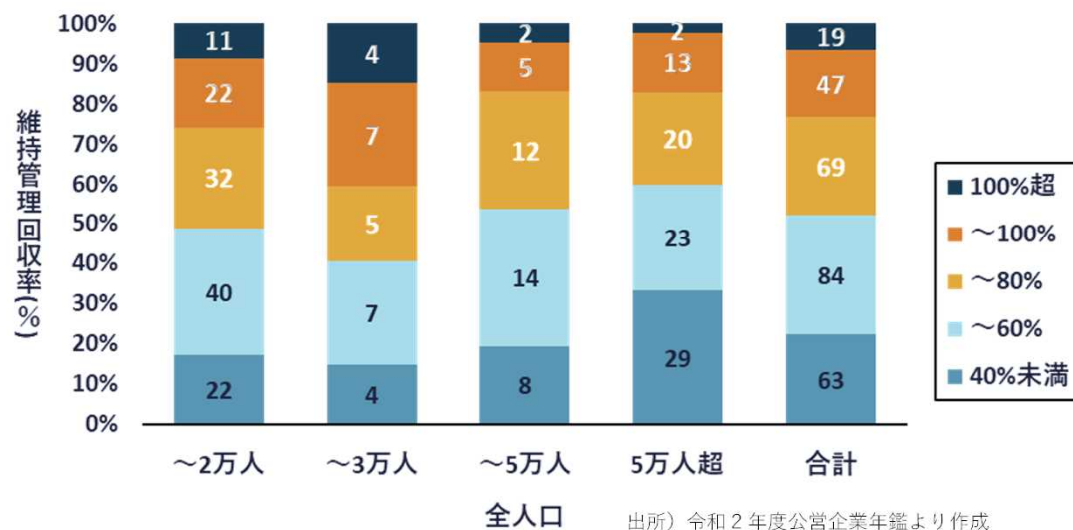
維持管理費の平均回収率は62%

- 維持管理費の**平均回収率は62%** 使用料収入が高ければ、回収率も高い傾向
- **平均的な使用料設定で回収率64%程度**（平均的な使用料：約3,000～4,000円/（基・月））
- 自治体の行政人口が多くなるほど、維持管理費の回収率は低下傾向

1基・月あたり使用料収入と回収率の分布



人口規模別維持管理回収率の分布



	回収率高い自治体（回収率80%以上）	回収率低い自治体（回収率40%以下）
維持管理費用	都道府県平均より低い市町村が半数程度	都道府県平均より高い市町村がほとんど
使用料設定	維持管理費用に合わせて適正化	下水道使用料と同程度又は低い傾向

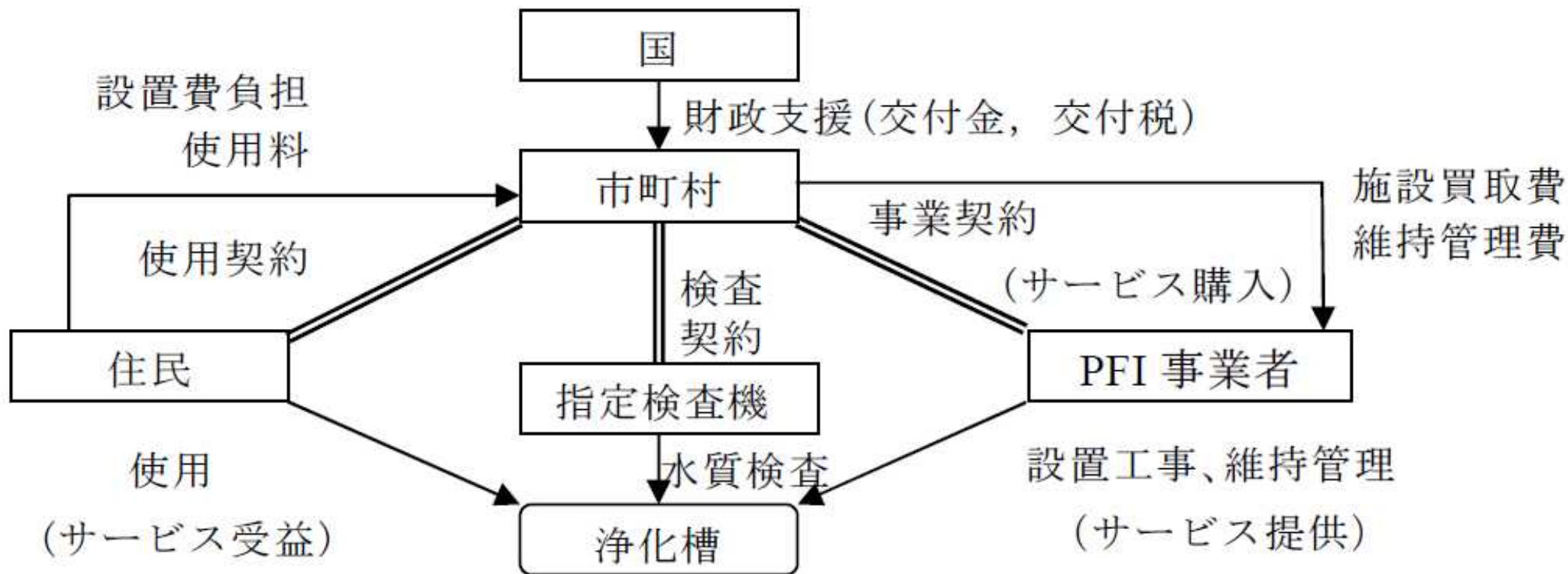
## 回収率が高い市町村の特徴

→使用料金を維持管理費用に合わせて設定しつつ、維持管理費用を抑制

# PFIによる公共浄化槽整備の概要

- ◆ 効果的、効率的な公共浄化槽整備を進めるため、民間活用を行うもの。
- ◆ 民間事業者の創意工夫による事業費の縮減、住民サービスの向上、市町職員負担の抑制等の様々な民間活力の効果が発揮。
- ◆ これまでに、19市町において実施（現在実施中は12市町）

## PFI事業のスキーム（BTO方式の例）



# PFIによる公共浄化槽整備のメリット

公共浄化槽整備事業を直営で行った場合に比べると・・・

## <行政のメリット>

- ◆ 事務負担の軽減
- ◆ 事業に要するコスト縮減
- ◆ 浄化槽による汚水処理サービスの向上

地域の水環境、生活環境の改善  
地域経済への貢献

## <住民のメリット>

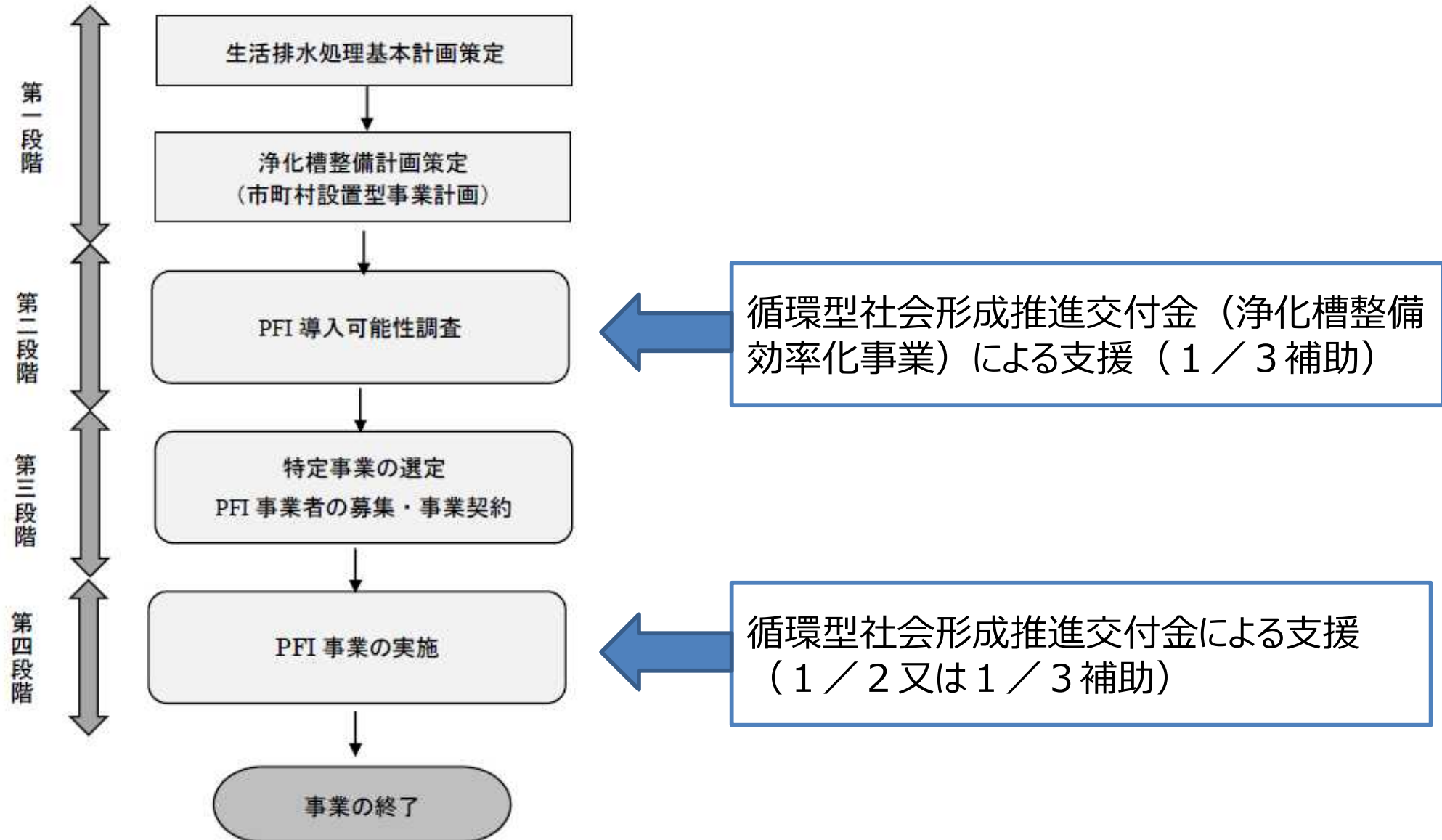
- ◆ 宅地内の排水工事及びトイレ改造工事等との一体工事
- ◆ 設置期間の短縮化
- ◆ 民間ならではのアフターサービス等の利用

## <事業者のメリット>

- ◆ 安定した事業量の確保、料金徴収等の事務コスト低減
- ◆ スケールメリットによるコスト縮減
- ◆ 企業グループによる営業力の強化

# PFIによる浄化槽整備の流れ

## PFI事業の一般的なフロー





# 今後の公共浄化槽等の整備促進に向けて①

## 公共浄化槽（旧：市町村設置型浄化槽）の主な特長

- ◆ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進及び計画的な浄化槽整備と公平なサービスの提供が可能。
- ◆ 浄化槽の設置における個人負担の軽減と整備促進が可能。
- ◆ 公共管理による適正な維持管理の確保とそれに伴う放流水質の確保が容易。
- ◆ 地域経済への波及効果。



公共浄化槽制度が令和元年改正浄化槽法改正により法定化  
汚水処理未普及解消の切り札に

しかしながら、公共浄化槽の整備は順調には進んでいるとはいえない

（平成30年度：改正法施行前）

- 市町村設置型事業実施市町村数  
171市町村、5574基新設
- 循環交付金に占める市町村設置型事業の割合 10%



（令和2年度：改正法施行後）

- 公共浄化槽事業実施市町村数  
189市町村、5490基新設
- 循環交付金に占める公共浄化槽事業の割合 11%

# 今後の公共浄化槽等の整備促進に向けて②

## 公共浄化槽の整備や運営に市町村が取り組むことを躊躇させる要因

- ◆ 市町村の財政負担、事務負担が大きい。
- ◆ 市町村が管理すべき財産が増えることを懸念。
- ◆ 維持管理費と使用料金収入のバランスがとれない場合があり、赤字経営が見込まれがち。
- ◆ そもそも、手続や経営手法がよく分からない。

公共浄化槽の整備推進のためには、これらの課題への処方箋が必要

まずは、公共浄化槽の整備等に関する手順やノウハウを整理  
上記に基づく取組への支援

ポイントは以下の3点

①積極的な民間活用

②多様な整備・管理手法

③効率的で持続可能な経営

# 今後の公共浄化槽等の整備促進に向けて③

## ①積極的な民間活用


- ◆ P F I 等の民間活用手法やノウハウを整理。
- ◆ B O O や B O T 等、より積極的に民間を活用する手法について整理（→市町村財産としない方法も検討）。
- ◆ 従来型の整備手法（個人設置型浄化槽への補助金交付）よりも、P F I 方式等の民間活用を行った公共浄化槽整備の方が、財政負担や事務負担が軽減できることを追求。

## ②多様な整備・管理手法

- ◆ 公共浄化槽以外にも、個人設置型浄化槽の維持管理への公共関与手法についても位置付け（例：協議会や維持管理組織の活用、市町村と業者の連携による維持管理の一括契約、市町村への維持管理の寄託等）。

## ③効率的で持続可能な経営

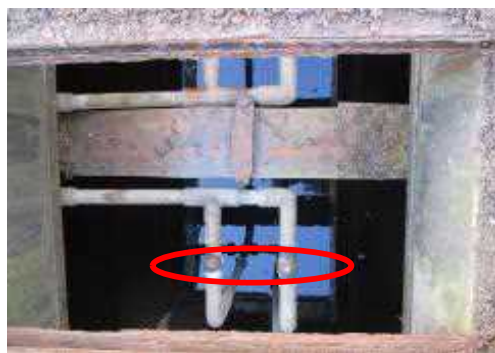
- ◆ 持続可能な経営に向けた分析
- ◆ 維持管理コストの低減手法（例：長寿命化改修の活用、効率的な情報管理、コスト低減につながる一括契約や手続代行等に必要な情報集約・システム構築等）
- ◆ 公営企業会計の導入

- 
- ◆ 上記のポイントを公共浄化槽等に関するマニュアル改訂に反映
  - ◆ 当該マニュアルを普及・展開し、公共浄化槽の整備を促進

# 公共浄化槽の長寿命化対策

## 浄化槽の長寿命化に向けた取組

- FRP製工場出荷型浄化槽は出荷・設置開始から50年が経過し、全国で供用年数の長期化した浄化槽が増加
- 浄化槽の改築に係る情報の整理、費用の見積、実施方針等について記載し、各主体が、公共浄化槽や個人設置型浄化槽の長寿命化を検討するための手引きとして令和4年4月に長寿命化計画策定ガイドライン（第2版）を公表。
- 浄化槽長寿命化計画の策定費用や長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築費用に対して助成を実施。



## 浄化槽長寿命化計画の策定

- ◆ 各自治体において、浄化槽長寿命化計画を策定。
- ◆ 計画に基づき劣化診断を行い、必要に応じて予防保全措置を実施。
- ◆ 機器交換や補修費と本体の設置更新に係るLCCの低減を図る。

劣化フェーズ	1 安全	2 劣化兆候	3 顕在化	4 対策要求	
状況	躯体の劣化要因となる事象が少なく、現状使用方法を継続してよい	躯体の劣化要因となる事象が蓄積しており使用方法の改善が望まれる	躯体にき裂、破損、減肉などの損傷が発生しており、物理的対策が望まれる	躯体に著しい破損やき裂が見られ、物理的対策が必須	
判断項目	経過年数	25年		50年	
	検査結果	水平・浮上・沈下 破損・変形・漏水	全てなし	可（僅かな水平の狂い等あり） 可（変形または破損あり）	不可（著しい水平狂いなど） 不可（破損、変形、漏水あり）
		上部スラブ	所見：良	スラブなし、わずかなたわみ、き裂	スラブのき裂、破損、たわみ
		部材破損	隔壁、仕切板の変形等なし	隔壁、仕切板の変形等あり	隔壁、仕切板の著しい変形
		水質（pH）		可が複数回連続、不可が1回	不可が複数回連続
		臭気		硫化水素臭所見あり	硫化水素臭所見が複数回連続
		保守点検履歴	劣化に関係する所見なし	変形や水質臭気異常等の所見あり	破損等の所見あり
	清掃履歴	劣化に関係する所見なし	変形や水質臭気異常等の所見あり	破損等の所見あり	
	バーコール硬さ	30以上		30未満	
	外観所見	FRPなどの変性に関する所見なし	FRPのガラス繊維露出、チョーキング、等の所見あり	著しいガラス繊維の露出	躯体に破損、き裂あり
推奨対策	（管理者）浄化槽の適正な使用・維持管理の実施（関係機関）適正な維持管理継続の呼びかけ	（管理者）浄化槽の適正な使用・維持管理の実施、水質（pH等）・上部スラブ・コンクリートの複数回検査（関係機関）適正な使用、維持管理の呼びかけ、外観検査、硬さ測定の実施	（管理者）浄化槽の適正な維持管理、補修等の対策の実施、流入水質改善や荷重負荷軽減策の実施（関係機関）適正な使用、維持管理の呼びかけ、補修等の対策の推奨	（管理者）浄化槽の適正な維持管理、交換等の対策の実施（関係機関）適正な使用、維持管理の呼びかけ、交換等の対策の推奨	

# 浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

## ■ 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築（下記①、②を満たすもの）に要する費用に対し、下記の表に定める基準額により助成。

- ① 市町村が定める浄化槽長寿命化計画においてライフサイクルコスト分析がなされ、浄化槽の更新に比して当該改築事業によることが優位と判断されるものであること。
- ② 供用開始から7年以上が経過している浄化槽の改築であること。

### 【浄化槽設置整備事業】

項目	基準額（×基数）
ブロワの交換	21千円
水中ポンプの交換	54千円
マンホールの交換（樹脂製）	14千円
マンホールの交換（鉄製）	60千円
躯体・仕切版の補修	61千円
担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修	34千円

### 【公共浄化槽等整備推進事業】

項目	基準額（×基数）
ブロワの交換	52千円
水中ポンプの交換	135千円
マンホールの交換（樹脂製）	35千円
マンホールの交換（鉄製）	150千円
躯体・仕切版の補修	153千円
担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修	84千円

## ■ 事業の要件

- 改築事業の対象となる浄化槽について、市町村や法定協議会等の適切な関与により、浄化槽台帳システム等の整備を通じた設置・維持管理情報の把握及び当該情報に基づく指導監督等を通じた適正かつ効率的な管理が図られるものであること。
- 改築事業の対象となる浄化槽において浄化槽法に定める維持管理が適正に行われていることを同法第11条に基づく法定検査の結果等により確認していること。

# 浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業のねらい・効果

## 1. 公共インフラである浄化槽の強靱化対策・適正なストックマネジメントによるトータルコスト低減

浄化槽は、汚水処理のための公共インフラであるため、市町村や法定協議会等の公共が適切に関与し、浄化槽台帳システム等による設置・維持管理情報の登録や当該情報に基づく指導監督等を通じて、浄化槽の改築・修繕等を適時適切に行い、老朽化した浄化槽に対する強靱化対策及び適正なストックマネジメントによるトータルコスト低減を推進。

## 2. 浄化槽の維持管理面の負担軽減・単独転換の促進

浄化槽の経年使用に伴って一定年数毎に必要となるブロワを始めとした各機器の交換・補修に対して助成することにより、今後、老朽化により増加が見込まれる維持管理面の負担軽減が可能。加えて、本事業は、単独処理浄化槽には適用されないため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進にも資する。

## 3. 地域における関係者の連携による協調的な取組を通じた浄化槽の維持管理の向上

浄化槽台帳システム等による設置・維持管理情報に基づく指導監督等を通じて浄化槽の適正なストックマネジメントを行うためには、地域における関係者（行政、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、設置者、及び法定協議会等）が連携して、個人設置型を含む浄化槽の維持管理の向上に向けて協調して取り組む必要があり、本事業により、こうした地域における協調的な取組の活性化が期待される。

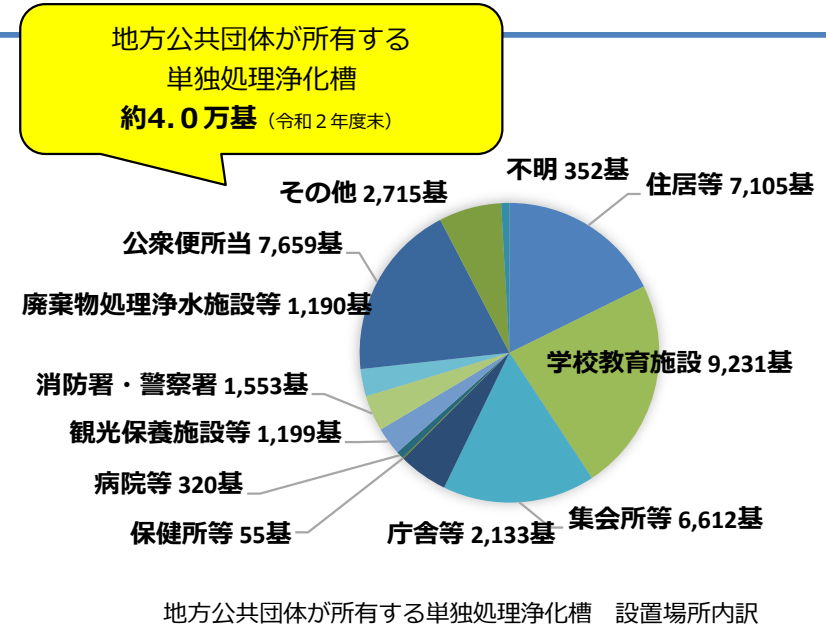
## 4. 法定検査受検率の向上

本事業の対象となる浄化槽については浄化槽法に定める維持管理が適正に行われていることを法定検査等により確認する必要があり、本事業を通じて、行政と指定検査機関がより一層連携して法定検査の受検率向上に取り組むことが期待される。

# 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

## 背景・目的

- 改正浄化槽法の成立を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進施策を講じてきたが、依然として360万基もの単独浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- そうした状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約4.0万基近く残存しており、早急な対策が必要である。
- 特に、防災拠点となる公的施設（学校、集会場、庁舎等）の単独転換は、国土強靱化の観点からも必要性が高い。



## 事業概要

- 地方公共団体等の所有施設または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽に転換する費用について、助成率1/3（又は1/2 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合）により助成を行う。
- 事業対象：地方公共団体（市町村設置型）
- ※防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は、個人設置型についても助成

# 公共浄化槽事業の事例（秋田県能代市）

秋田県能代市では、市設置型の浄化槽整備事業の申請受付をHPでお知らせするとともに、市民向けに分かりやすく説明した合併処理浄化槽のパンフレットを作成し、広報を実施。

## 【令和4年度】市が設置・管理する「市設置型」浄化槽整備事業のお知らせ

### 令和4年度の設置申請を受付します

能代市の公共下水道全体計画区域外や農業集落排水区域外では、合併処理浄化槽の設置からその後の維持管理まで、市が行う浄化槽整備事業（市設置型）を実施しています。  
工事の分担金と毎月の使用料が必要です。  
詳しくは、関連リンク「市設置型の個人負担額と使用料」をご覧ください。

### 申請期限

令和4年11月末まで  
※申請から設置工事完了まで約3カ月必要となります

### 対象となる建物

専用住宅、併用住宅、事業所等、市設置型の区域にあるすべての建物がこの事業の対象となります。

- ・専用住宅・・・居住専用住宅
- ・併用住宅・・・居住部分とそれ以外（店舗等）が併用されている住宅（居住部分が延べ床面積の2分の1以上）ただし、居住部分が延べ床面積の2分の1未満であっても50人相当
- ・事業所等・・・専用住宅、併用住宅以外の建物

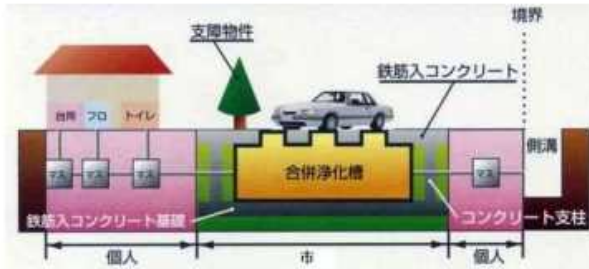
### 合併処理浄化槽本体の設置工事は市が実施します

- ・市設置型の浄化槽本体工事は市が入札して実施します。
- ・宅内、宅外配管工事（下記「工事費の負担区分」の個人部分）やトイレ改造にかかる経費など合併処理浄化槽本体設置以外の費用については、全額個人負担となります。

### 融資あっせん制度をご利用ください

浄化槽で水洗工事をする時、工事1件につき100万円以内の資金融資制度（無利子）があります。  
詳しくは、関連リンク「融資あっせん制度のお知らせ」をご覧ください。

### 工事費の負担区分



出典：能代市HP



出典：能代市HP

多くの名前は  
「ナッパ」  
ここからはいるるな  
制度や字数を  
紹介するわ

## 市の制度① 公共下水道全体計画区域外や 農業集落排水区域外に設置する方 市が設置・管理する「市設置型」制度

**市設置型とは**  
市設置型とは、合併処理浄化槽の設置、その後の維持管理を市が行う制度です。

**浄化槽設置工事は市が実施します**

- 浄化槽本体の設置は、市が行います。（一部個人負担があります）
- 宅内・宅外配管工事（下記「工事費の負担区分」の個人部分）やトイレ改造にかかる経費などは、全額個人負担となります。
- 専用住宅、併用住宅、事業所等、すべての建物が対象となります。

**維持管理も市の責任で実施します**

- 市の委託業者などが定期的に点検・清掃・検査を行います。
- 専用住宅と併用住宅については、維持管理費の一部を市が負担します。  
※詳しくは、5ページ「市設置型浄化槽の使用料と維持管理」へ→

**設置費用の融資制度をご利用ください**

- 設置工事1件につき、100万円以内の資金融資が受けられます。  
※詳しくは、裏面「融資あっせん制度」へ→

---

**工事費の負担区分**

**浄化槽本体をがっちりガードします**  
～本体設置（標準）工事の内容～

浄化槽本体を壁の重さから保護するため、鉄筋入りコンクリート基礎、浄化槽の上にも鉄筋入りのコンクリートを設置し、更にコンクリート支柱4本で支える構造になっています。

※浄化槽本体を設置する際に、コンクリート基礎などの重量があり、壁が壊れなければならぬ場合や、特殊な構造によりコンクリートと基礎の間に必要な場合は個人負担となります。また、近隣地帯に設置する場合は、近隣との関係も考慮する必要があります。

**3 市設置型**



# 公共浄化槽事業の事例（秋田県能代市）

## 工事費の個人負担と設置について

### ◆本体設置工事費と費用負担

（平成27年4月1日施行）

人 槽	浄化槽設置標準工事費	個人負担額		備 考
		専用・併用住宅	事業所等(4割)	
5人槽	882,000円	150,700円	352,800円	※標準工事費は、浄化槽本体を設備する部分の工事費で、国の基準額です。 ※宅内・宅外配管、水洗トイレ・電気工事などは、別途個人負担となります。 ※台所及び浴室が2箇所以上は、2世帯住宅用(10人槽)になります。
7人槽	1,104,000円	204,100円	441,600円	
10人槽	1,495,000円	255,400円	598,000円	

※10人槽を超える場合は別の区分となります。

### 個人負担額は、専用・併用住宅で国標準工事費の約2割、事業所等は4割です

負担金は、設置工事完了後に納付書によって市に納めていただきます。

### 浄化槽の人槽算定

専用住宅用の合併処理浄化槽は、実使用人員により人槽が決まります。  
（2世帯住宅は10人槽となっております。）  
また、併用住宅や事業所等は算定方式が異なりますのでお問い合わせください。

### 費用の見積から完成までの流れ 申請から設置まで3カ月程度かかります

何人槽の浄化槽を設置したらよいか、工事費用はどれくらいかかるかなど、市の担当課が現地調査のうえ工事計画書を提示して詳しくご説明します。  
水洗化工事などの見積は別途必要になりますので、申請までにご用意ください。  
※詳しくはホームページ「市設置型浄化槽の手続き」へ→

### ◆浄化槽本体の大きさと設置に要する土地面積

人 槽	幅	長さ	高さ	面積
5	102cm	170cm	159cm	3.6㎡(1.1坪)
7	102cm	230cm	159cm	5.0㎡(1.5坪)
10	123cm	312cm	177cm	5.6㎡(1.7坪)

●設置スペースはおよそ小型乗用車1台分



市設置型 4

## 市設置型浄化槽の使用料と維持管理

### 市で維持管理するから手間いらず

浄化槽の保守点検や清掃、法定検査など、毎年の維持管理にかかる費用を市が負担します。使用者は、使用料を毎月市に納めていただきます。  
市が業務委託した業者が定期的に設置者宅をお訪ねし、維持管理を行います。  
浄化槽の正しい使用を心がけ、異常が感じられないかどうかのチェックをお願いします。

### ◆浄化槽月額使用料内訳

（平成28年7月1日施行）

人 槽	月額使用料(税抜き)	
	専用・併用住宅	事業所等
5人槽	2,600円	3,800円
7人槽	3,600円	5,100円
10人槽	4,500円	6,000円

※10人槽を超える場合は別の区分となります。

### 市の維持管理の主な内容

- 4カ月に1回の保守点検や薬品の補充
- 年1回の汚泥の引抜き
- 年1回の法定検査

### 使用者の維持管理の主な内容

- 使用者の都合により浄化槽を休止、移動、撤去する場合
- 使用者の責による修繕の必要が生じた場合
- 送風機(プロワー)の修理や交換が生じた場合
- 電気料

※送風機は、浄化槽内の微生物に酸素を供給するための装置です。



市設置型 5

## 市設置型浄化槽の手続き

- 1 申請書を市に提出(設置者)
- 2 協定書、契約書など(市と設置者)
- 3 現地調査(市)
- 4 工事計画書作成(市)
- 5 工事計画承認(市と設置者)
- 6 工事発注・入札(市)
- 7 工事施工(施工業者)
- 8 工事完了・検査引渡し(市)
- 9 分担金納付  
浄化槽使用開始届提出(設置者)  
市から送付する納付書によって分担金を納付していただきます。  
全ての工事が完了し浄化槽の使用開始が決まりましたら、使用開始届を市に提出してください。
- 10 使用料納付(設置者)  
維持管理(市)  
使用が開始されると市から納付書を送付しますので、納期限にしたがって毎月納付してください。  
市委託の業者などが、浄化槽の点検・清掃・検査のために定期的に設置者宅を訪問します。



市設置型 6

出典：能代市HP

# 公共浄化槽事業の事例（山形県寒河江市）

- 山形県寒河江市では、市設置型浄化槽の設置を希望する方への案内をHPでお知らせするとともに、事業内容を分かりやすく説明したパンフレットを作成・HP掲載し、広報を実施。
- 寒河江市では、市設置型事業で浄化槽を整備する方（対象者のみ）に対する補助を実施。また、使用料は水量に応じた料金を設定。

## 寒河江市浄化槽整備事業（市設置型浄化槽）

更新日：2019年4月1日

### 寒河江市設置型合併処理浄化槽について

わたしたちの生活様式の変化に伴い、家庭からの汚れた生活排水が増加し、自然の浄化能力を超える状況となっています。

寒河江市では、公共下水道などの集合処理方式による下水道処理施設で整備するよりも浄化槽により個々で生活排水を処理する個別処理方式が有利な地域を定め、浄化槽の設置から維持管理までを市が主体となって行う制度を実施しております。市設置型浄化槽は、高度処理型で下水道の処理と同等の処理能力があります。

市が浄化槽の設置・維持管理を行い使用者の負担を軽減できることから、浄化槽の設置を推進して市全域の水環境保全を図り、衛生的で快適な生活の早期実現を目指しています。

### 対象となる区域

将来的に下水道等の集合処理方式により整備がなされる予定の区域（下水道整備計画区域）以外の区域が対象です。

### 具体的な対象区域

柴橋地区（一部除く）、高松地区、醍醐地区、白岩地区、その他

### 対象家屋

専用住宅・併用住宅、事業所、公民館等です。ただし事業所については、特定事業所（製造業等）を除きます。

### 市設置型浄化槽を希望される方へ

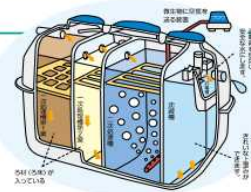
寒河江市浄化槽整備事業パンフレット（PDF：2.571KB）



寒河江市では、河川など公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的として、下水道処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置を進めています。河川の汚れの主な原因は、家庭の台所やお風呂などから流れる生活雑排水です。トイレの汚水とあわせて生活雑排水も処理する合併処理浄化槽を設置して、河川や身近な水環境の汚れを防止し、快適な生活環境を実現しましょう。

### 浄化槽とは

浄化槽とは、各家庭の敷地に設置して、家庭から出る排水を処理する汚水処理施設です。汚水は微生物の働きにより分解され、消毒処理した後に排水路などへ放流します。



### 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い

#### ◆単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理。台所などの生活雑排水はそのまま河川等に排出。河川の汚れの原因になっている。

#### ◆合併処理浄化槽

トイレの汚水と台所などの生活雑排水をまとめて処理。きれいな水を排出、良好な水環境を保つことができる。

※市では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しています。

### 浄化槽整備事業とは

市が浄化槽を設置する用地を無償でお借りして浄化槽を設置し、設置した後の維持管理を市が行う事業です。

#### ●対象区域

柴橋地区（一部除く）、高松地区、醍醐地区、白岩地区、その他の下水道整備計画区域外の区域

#### ●対象家屋

専用住宅・併用住宅、事業所、公民館等  
※ただし事業所については、特定事業所（製造業等）を除きます。

#### ●市で設置する合併処理浄化槽

市で設置する合併処理浄化槽は「高度処理型」で、処理能力が優れています。

10人機までの浄化槽設置が対象となります。

浄化槽を設置するのに必要な面積等

①敷地：縦4m×横3m程度の敷地 ②深さ：2m程度 ③搬入路：概ね2.1mが入る程度

※敷地や建物の形状によっては、浄化槽を設置できない場合もあります。



### 設置工事と維持管理

#### ●設置工事について

- 市が浄化槽本体の設置工事を行う。
- 標準的な浄化槽本体工事費用以外の費用、トイレの改造や宅内の排水設備工事の費用は、申込者の負担。
- 申込者は浄化槽設置工事費の一部を負担。（分担金）

#### ●維持管理について

- 使用者は毎月の使用料を負担。
- 設備後に毎年受ける浄化槽の水質検査の費用は市が負担。
- 市から委託を受けた業者が定期的に保守点検（4回/年）・清掃（1回/年以上）を行う。（費用は市が負担）
- 浄化槽の管理に必要なプロパの電気料等の諸経費は使用者に直接請求になるため、浄化槽使用料の基本料金から相当額を差し引く。
- 通常の使用における故障等の修繕費は市で負担しますが、使用者の責任による修繕費は使用者の負担。

#### ●分担金

分担金は工事に係る一部負担金のごとで、浄化槽設置工事をする際1回だけ負担。

区分	分担金
5人機	160,000円
7人機	190,000円
10人機	240,000円

#### ●使用料

浄化槽の維持管理費に充てられるものです。

基本水量と基本料金	区分	使用料	
		基本料金	非消費料別
10㎡まで 800円	10㎡超え30㎡まで	175円/㎡	
	30㎡超え50㎡まで	180円/㎡	
	50㎡超え100㎡まで	185円/㎡	
	100㎡超え500㎡まで	190円/㎡	
	500㎡を超える分	195円/㎡	

### 浄化槽整備に関する補助金等

#### ●寒河江市浄化槽整備促進事業費補助金

寒河江市浄化槽整備事業で浄化槽を整備される方の負担軽減のための補助金制度です。

#### ●対象者

リフォームにより汲り便所や単独処理浄化槽から合併浄化槽へ切替される方。市税等に滞納のない方 ※新築（建替えを含む）の家庭は該当しません。

人機	分担金	補助金	差引個人負担
5人機	160,000	80,000	80,000
7人機	190,000	100,000	90,000
10人機	240,000	100,000	140,000

#### ●寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するための補助金制度です。

●対象者 単独処理浄化槽を廃止し新たに合併浄化槽を設置する方、市税等に滞納のない方

●対象経費 単独処理浄化槽の撤去費用、処分費用、埋戻し費用

●補助金額 対象経費の2分の1以内の額（上限5万円）

#### ●寒河江市排水設備等設備改造資金あっ旋及び利子補給

浄化槽設置に係る排水設備工事や汲り便所から水洗便所への改造工事の資金のあっ旋と利子を補給する制度です。

●対象者 寒河江市浄化槽整備事業で浄化槽を設置する方、市税等に滞納のない方

●資金の融資あっせん

融資限度額：150万円 返済方法：75ヶ月以内、元金均等償還 取扱金融機関：市内金融機関、農協

●利子補給 利子の全額を市が補給

出典：寒河江市HP

# 公共浄化槽事業の事例（埼玉県横瀬町）


- 埼玉県横瀬町では、市町村設置型浄化槽事業の対象地域や事業の特徴、届出書類等の詳細をHPでお知らせ。
- 横瀬町では、既設の浄化槽を個人から町に帰属する制度を設けており、帰属制度の詳しい内容等を手引きにより説明。

## 浄化槽設置管理事業(市町村設置型浄化槽)

対象の地域において、専用住宅(店舗併用住宅を含む。)における10人槽以下の浄化槽を町が設置・維持管理をしています。

### ○対象地域

下水道全体計画区域外の地域

※下水道全体計画区域  とは、既に下水道が使用できる区域、これから下水道工事を実施することが決まっている区域、将来下水道を整備する予定区域を総称していいます。

### ○事業の特徴

#### ①設置の費用について

町が浄化槽本体と標準的な工事に係る費用を負担します。

※配管費や駐車場仕様等の標準的な工事以外の費用については、使用者の負担となります。

- ・ [駐車場仕様の設置工事に関わる差額負担金表 !\[\]\(1e63609ed98a835f4eb8c01936fe5abe\_img.jpg\)](#)

#### ②維持管理について

町が浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査に係る作業の依頼や費用を負担します。

また、以下の管理区分で、町と使用者がそれぞれ維持管理を行います。また、それぞれに該当する作業・修繕に係る依頼や費用負担についても同様の管理区分となります。

管理区分	
町	使用者
・ 浄化槽本体 ・ ブロア	・ ます(流入・流出) ・ 配管(流入・流出) ・ 放流ポンプ※設置されている場合

#### ③転換に係る補助について

既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から当該事業の合併処理浄化槽に転換される方に対して、配管費と処分費への補助金を交付しています。また、事前に工事内容を照会し、県より困難工事費として承認された費用がある場合、その費用に対して補助金を交付します。

出典：横瀬町HP

区分	補助金額
処分費	上限 100,000円
配管費	上限 300,000円
困難工事費	上限 200,000円

#### ⑤帰属制度について

既に合併処理浄化槽を設置している方は、既設の浄化槽を町に帰属(寄付)をすることができます。帰属した浄化槽は、町が維持管理を行います。

帰属には条件がありますので、詳しい内容や手続きについては、[帰属の手引き !\[\]\(1ed10657a19f9137278430c48fd18626\_img.jpg\)](#)をご覧ください。

- ・ [既設浄化槽帰属申請書\(様式第18号\)](#)。
- ・ [浄化槽等の設置整備に係る土地所有者等承諾書\(様式第2号\)](#)。

#### ⑥使用料について

市町村設置型浄化槽の使用者は、町に月額使用料をお支払いいただく必要があります。

月額使用料・定額(税込み)		
人槽	新設・転換	帰属
5人槽	3,520円	2,640円
7人槽	4,400円	3,190円
10人槽	5,280円	3,960円

#### ○市町村設置型浄化槽に関する書類

- ・ 浄化槽等使用(開始・休止・廃止・再開)届出書(様式第8号)。
- ・ 浄化槽等使用者変更届書(様式第9号)。
- ・ 浄化槽等使用料減免等申請書(様式第10号)。
- ・ 浄化槽業務(保守点検指定店)変更届出書(様式第12号)。
- ・ 浄化槽等(移設・撤去)申請書(様式第13号)。
- ・ 浄化槽等の移設・撤去に係る誓約書(様式第14号)。
- ・ 浄化槽等の移設・撤去に係る土地所有者等承諾書(様式第15号)。
- ・ 浄化槽等住宅所有者地位継承届出書(様式第17号)。

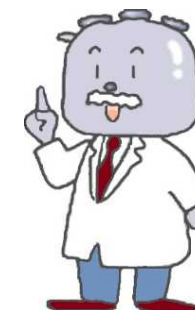
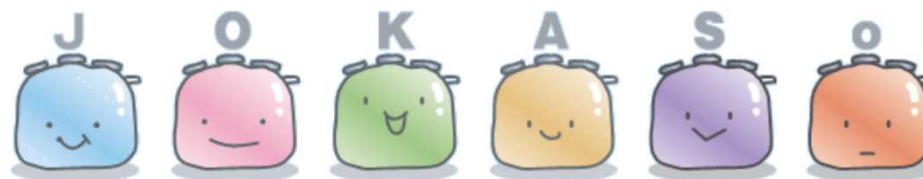


# まとめ

- ◆公共浄化槽は、人口減少社会の中で、迅速かつ持続可能な  
汚水処理施設の整備・運営を行うツールであり、法制度や予算  
制度を活用して引き続き推進
- ◆事業の実施に当たって、中長期の将来予測による適切な事業  
見通し（整備計画、収支見通し）を立てる必要
- ◆持続的な事業運営のためには、住民への丁寧な説明・啓発に  
よる地域の理解や、民間事業者との連携・協力が重要



ご清聴ありがとうございました



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>